

○習志野市学校運営協議会規則

平成 30 年 2 月 21 日

教委規則第 2 号

習志野市学校運営協議会規則(平成 18 年教育委員会規則第 14 号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 習志野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法第 47 条の 6 第 1 項の規定により、別に定める学校に学校運営協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

(1) 対象学校(当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の校長

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。)

(3) 対象学校の所在する地域の住民

(委員)

第 3 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15 名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教員及び事務職員

(6) 学識経験を有する者

(7) 関係機関の職員

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第 47 号の 6 第 3 項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議会が公開するべきでないと認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校の経営計画に関する事項

- (2) 学校の組織編制に関する事項
- (3) 学校予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第 47 条の 6 第 4 項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第 9 条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度 1 回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第 10 条 協議会は、法第 47 条の 6 第 6 項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第 11 条 法第 47 条の 6 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

- (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

2 前条の規定は、協議会が法第 47 条の 6 第 7 項の規定により任命権者に対し意見を述べる場合について準用する。

(研修)

第 12 条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第 13 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第 14 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第 15 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第 4 条第 1 項に規定する義務に違反し、又は同条第 2 項各号のいずれかに規定する行為を行ったとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

2 習志野市立小学校及び中学校管理規則(昭和 39 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]